

## 東大阪市地域力強化事業補助金 事務取扱要領

### (目的)

第1条 この要領は、「東大阪市小売商業地域密着型支援事業補助金」のうち、「地域力強化事業補助金」の交付を適正に行うことを目的に必要な事項を特別に定めるものとする。

### (交付申請に際しての提出書類)

第2条 地域力強化事業(商品券等発行事業)を実施する対象事業者は、あらかじめ商品券の取扱いに関する取り決め事項を記載した要領等を作成し、決議した議事録を添えて市長に提出しなければならない。

2 前項の取り決め事項には、原則として以下の内容が記載されている必要がある。

- (1) 趣旨
- (2) 目的
- (3) 発行総額及びプレミアム額
- (4) 発行内容
- (5) 発行日
- (6) 有効期間
- (7) 商品券の販売確認
- (8) 販売所
- (9) 取扱加盟店の範囲
- (10) 購入対象者
- (11) 商品券購入限度額及び加盟店の商品券購入禁止
- (12) 対象商品
- (13) つり銭の扱い
- (14) 換金手続き及び換金期間
- (15) 取扱加盟店の責務
- (16) 取扱加盟店資格の喪失等
- (17) 紛失等の責務
- (18) 届出事項の変更
- (19) 不正防止対策
- (20) 返還請求権等
- (21) 取扱金融機関
- (22) 主催者の責務

### 附則

この取扱要領は、平成22年9月1日から施行する。